



撓ま ず 屈 せ ず が ん ば ろ う 釜 石 ！

# 小 白 浜 地 区

発行日：平成 25 年 8 月  
発行元：釜石市復興推進本部

## 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

### 復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

小白浜地区における、最新の土地利用計画や災害危険区域、防潮堤等の工事進捗や今後の整備スケジュール等を説明し、参加者のみなさまと意見交換を行いました。

災害危険区域については、参加者のみなさまのご了承を得ることができ、今後、崖地の保護や、土地利用と陸開の位置の関係等、さらに地域のみなさまと意見交換をしながら、検討を進めなければならない課題についてもご意見を頂きました。



開催概要	開催日：平成 25 年 8 月 5 日（月）	時 間：18:30～20:00
	場 所：唐丹地区生活応援センター	参加人数：58 人

### 小白浜漁港・海岸 災害復旧の概要について（岩手県）

現在の復旧状況は、約 70m ある倒壊防潮堤の取壊し工事を実施しております。既設防潮堤の両側は今回 3m ほど高くなることから防潮堤を延伸する区間となります。また防潮堤を TP+14.5m に嵩上げするため、後ろ側はコンクリート補強・矢板施工をする予定です。これに伴い用地取得が必要となりますのでご協力をお願いいたします。

### 最新の土地利用計画について

自力再建される方の住宅地は、現在、仮設が建っている敷地と NTT の鉄塔の横の 2ヶ所を予定しており、それぞれ 15 戸ずつ合計 30 戸整備予定です。防災集団移転事業では、最大 100 坪と説明していましたが、整備可能な限られた敷地内で希望戸数を確保するために、一区画あたり最大 80 坪とさせて頂きたいと考えております。

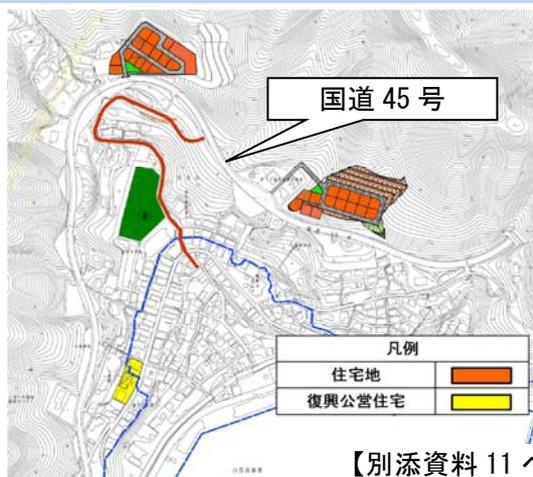
全体の最終意向調査を 8 月中に行い、希望面積や宅地戸数が足りない場合は新たな宅地整備の検討を速やかに入れるように準備を整えて参ります。

公営住宅については、現在、生活応援センター前の敷地で 20 戸分を設計中です。残りの 20 戸分の用地確保に向け、地権者の方々と交渉協議中です。

### 災害危険区域の設定について

小白浜地区では下図の赤い部分が、浸水が想定される範囲（第一種区域に指定）のため、新しく住宅を建てる事が出来ません。建てることのできるのは、倉庫、事務所など居住しない建物のみとなります。

土地利用計画図



災害危険区域図



### 私的整理ガイドラインについて

「個人債務者の私的整理ガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどを借りている方々や、事業に必要な資金を借りている事業主の方が、これらの負債を抱えたままでは、再スタートに向けて新たな借入れが困難となる二重債務問題の解決を目的としています。一定の条件の中で住宅ローン一部免除・全額免除できる制度です。まずはコールセンター（電話：0120-380-883）へご相談ください。

## 住宅再建支援制度について

現在の自力再建支援制度以外に、国から追加で分配された基金を活用して、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）が拡充されました。全て、被災時に遡って適用されます。

### 釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金

- 【補助額】最大 50 万円→最大 100 万円に拡充
- 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合に補助します。
- 複数世帯の場合 100 万円、単身世帯 75 万円
- 災害公営住宅に入居した世帯は対象外です。すでに補助金を受領している方は差額を支給します。

### 釜石産木材活用住宅推進事業

- 【補助額】最大 100 万円
- 釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。
- 県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。



## このような意見をいただきました

- 戸建用の土地は、個人で買い上げとなるのか。また、買い上げ価格や賃料は決まっているのか。

市から買うことも、借地とすることもいずれも可能です。

参考価格がないと検討が難しいと考えられますので、お盆に郵送した「住宅再建・復興公営住宅被災者支援ガイドブック」（緑色と白色の表紙の冊子）の 18 ページにて、参考価格をお示ししています。借地料については、土地の固定資産の相当額分くらいを想定しているところで、払い下げ価格は、移転先地の現在価値の約 1.1 倍を想定しています。造成費は土地の価格に上乘せされません。

- 危険区域内の漁協のあたりに、2 階を住居にしたいと考えている方もいるが、住居をどんなかたちにしても住むのは駄目か。

第 1 種危険区域に設定する区域内ではどんなかたちでも居住用の建築物は建てられません。

- 海岸に通じる陸閘<sup>りっこう</sup>は、せめて真ん中だけでも海岸に出られるように作って欲しい。

これまで 3 か所あった陸閘については、背後の土地利用計画を踏まえて計画したいと考えています。（岩手県）

- 防潮堤はもう少し低くできないのか。また、嵩上げしない事例はないか。

観光地などで事例があります。ただし、背後の災害危険区域の指定とも連動するため、防潮堤のみを切りだして高低を考えることはできません。（岩手県）



- 陸閘<sup>りっこう</sup>の整備箇所は地区住民の声も聴いて欲しい。また、岸壁部は、漁民が使いやすい高さにして欲しい。

アクセス等については、地元要望を聞きながら検討を進めたいと思います。元あった機能は確保するよう計画しています。（岩手県）

※陸閘<sup>りっこう</sup>とは：通常時は生活のため通行出来るようにした堤防のゲート部をさします。



土地利用のあり方については、できる限りみなさまの期待に応えられるよう進めていきたいと思ひます。1 日も早く工事を完成させたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ  
釜石市復興推進本部

TEL：0193-22-2111(内線 192)  
FAX：0193-22-9505